

## 意見募集要項

### 1 意見募集対象

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則等の改正の概要(案)(以下、省令案という。)

特定外来生物等専門家会合で特定外来生物等に指定することが適当とされた外来生物の概要(以下、追加指定案という。)

特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目(告示事項)の改正の概要(案)(以下、告示案という。)

### 2 意見募集期間

平成26年4月18日(金)～平成26年5月17日(土)17:00まで

郵送の場合は同日消印有効

### 3 意見提出方法

[意見提出用紙]の様式により、氏名(企業・団体の場合は、その名称)、連絡先(住所、電話番号必須)を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

郵送(A4版) : 封筒に朱書きで「外来生物法施行規則の改正案等に関する意見」と記載してください。

FAX(A4版) : 締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕をもってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。

電子メール : [意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で送付してください(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので御遠慮願います。)

### <注意事項>

意見は、日本語で御提出ください。

省令案、追加指定案又は告示案のいずれのどの部分に関する御意見が分かるよう、項目等ごとに記載してください。

意見内容は、100字以内で簡潔に記載願います。

郵送、FAXの場合はA4サイズの内紙に記載の上、提出願います。

電子メールの場合、件名に「外来生物法施行規則の改正案等に関する意見」と記載してください。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います（アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います。）。

提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

締切日までに到着しなかったもの等及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とした内容

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

#### [意見提出用紙]

各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 外来生物法施行規則の改正案等に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

- 1 省令案、追加指定案又は告示案のいずれのどの部分(項目等を記載してください)に関する御意見か
- 2 意見の要約(100字以内で記載)
- 3 意見及び理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)  
2及び3は、1の意見ごとに記載して下さい。

#### 4 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則等の改正の概要(案)」等の閲覧又は入手の方法

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>) のパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)を参照下さい。

郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 82 円切手を貼付した返信用封筒(長3形)を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付してください。

## 5 意見提出先

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 へて

FAX の場合

FAX 番号 : 03-3581-7090

電子メールの場合

電子メールアドレス : [shizen\\_yasei@env.go.jp](mailto:shizen_yasei@env.go.jp)